

平成30年度 第1回豊川市公契約審議会 議事録

- 1 日時
平成30年10月10日（水） 午後2時30分～午後4時30分
- 2 会場
豊川市役所 本34会議室
- 3 議題
 - (1) 豊川市公契約条例制定までの過程とこれまでの取組みについて
 - (2) 豊川市公契約条例の概要について
 - (3) 労働報酬下限額について
 - ア 工事請負契約について
 - イ 業務委託契約・指定管理協定
 - ウ 未熟練者・年金受給者等
 - (4) その他
 - ア 労働環境確認書
 - イ アンケート調査結果
- 4 出席者
委員
金井 幸子（愛知大学法学部 准教授）
渡辺 裕一郎（愛知県社会保険労務士会 三河東支部長）
松下 紀人（豊川商工会議所 専務理事）
大村 幸司（豊川商工会議所 建設関連部会長）
瀬野 弘志（日本労働組合総連合会 愛知県連合会 三河東地域協議会事務局長）
長坂 和俊（愛知県労働者福祉協議会 東三河支部長）
事務局
財産管理監 鈴木 信弘
総務部次長兼財産管理課課長 荒木 誠二
総務部契約検査課課長 富田 宜孝
総務部契約検査課課長補佐 林 健史
総務部契約検査課契約係長 鬼頭 貴子
- 5 会議の公開の可否
公開
- 6 傍聴者
なし

1 開会

2 委員委嘱

3 副市長あいさつ

4 委員紹介

5 豊川市公契約審議会について

資料3を事務局より説明

質疑・意見等なし

6 会長の選任について

公契約条例第17条第2項に基づき委員に諮ったところ、金井委員を会長にとの提案があり、承認されました。

7 副会長の選任について

公契約条例第17条第2項に基づき、会長が渡辺委員を副会長に選任しました。

8 労働報酬下限額その他公契約に係る重要事項について（諮問）

市長に代わり副市長から審議会への諮問が行われました。

9 豊川市公契約審議会運営要領について

資料4、資料5を事務局より説明

質疑・意見等なし

10 議題

（1）豊川市公契約条例制定までの課程とこれまでの取組みについて

資料6-1、資料6-2を事務局より説明

質疑・意見等なし

（2）豊川市公契約条例の概要について

資料7-1、資料7-2を事務局より説明

質疑・意見等

【委員】

豊川市公契約条例施行規則というのは、これからということでしょうか。

【事務局】

年内に公布させていただいて、施行は条例と同じ2月1日を予定しております。

（3）労働報酬下限額について ア 工事請負契約（公共工事設計労務単価設定あり）

資料8P1～5を事務局より説明

質疑・意見等

【委員】

確認したいのですが、未熟練者の定義といったものはあるのでしょうか。業界や会社に入って何年とか、資料8の5ページの表には、例として20歳以上24歳未満は未熟練となっているのですが、定義としてはどういった方が？

【事務局】

実際の定義は無く、あくまでも事業者との合意の下で、見習いとか手元等とかいった形で従事する方を未熟練者と規定しておりまして、実際には、年齢が20歳～24歳の方が皆さんではないんですけども、そういう年齢の方が該当することが多いのではないかとということで、今回は25歳～29歳という区分で見させていただいております。

【委員】

運用する段階では、もっと具体的になるということですか。

【事務局】

市にご報告いただくときに、労働者の方が事業者の方と合意の下で、そういう形で働いているということを確認していただいて、金額の設定を通常の労働報酬下限額で見るのか、未熟練者の基準で見るのかということで判断していただくことになります。こういう方なので未熟練者、という明確な規定はありません。

【委員】

これとは変わってくることが？

【事務局】

変わってくるが出てくるかとは思います。

【委員】

資料8の2ページで、「工事請負契約の実物給与は、就業規則等の支払いの根拠に抛らなければならない」とあります。通勤手当でも課税部分と非課税部分がありますけれども、それとは関係なく、非課税部分も含めた手当の総額のことを言っていると理解してよろしいですか。

【事務局】

この実物給与というものについて、国交省の設計に使える労働単価の中に規定がありまして、通勤の定期券や食事の提供といったものがありまして、お金にならないようなもので労働者に渡すようなものという風に捉えております。

【委員】

就業規則で定めがないといけないんですよね。賃金性がないと。

【事務局】

そうなります。そういったものの中で、定期券みたいなものが該当ということです。

【委員】

行政解釈で。

【事務局】

そうです。

【会長】

いかがですか。この辺りが大事なところになってくると思いますが。

【委員】

もう一点よろしいでしょうか。公共工事の設計労務単価の75%ということで、豊川市の考え方がお示しされましたが、今日ここで75%と決まるのか、今日はとりあえず考え方が示されたということなのか、どちらなのでしょう。

【事務局】

基本的には、今日は考え方を説明させていただいて、この数字をどうするかはまた次回以降ということなのですが、ご意見のある方は言っていただいても全然構いませんので、こうした方がいいとか、こういうところが分からない等も含めてお願いしたいと思います。

【委員】

わたし個人としては、設定が高ければ労働者の処遇が当然良くなりますし、給与が良くなれば税収もということで、良い話になってこようかとは思いますが、わたしが豊橋市でやった時も、設定初年度ということであったので、高いに越したことはないが、多少は安全運転というか、どこを採ろうということなら、豊橋市も初年度は75%でしたので、この数字が高い低いの議論はありますが、豊橋市はそういうスタートをしたということです。

【委員】

その関連でよろしいですか。同じ5ページの市の考え方ですが、今言われたように、スタートするにあたって、どこかに数字を持っていかなきゃいけないという背景の下に、県下で最初の豊橋市を見て75%という数字を算出したという理解でいいのか、豊川市の内情等の総合的な判断による方が大きいのか、その両方なのか。結構無理をして75%を作ったのか、スタートにあたって75%という数字が妥当だと判断したのか、どちらですか。

【事務局】

5ページの上の表にもありますように、統計の結果によるというのが大きいですが、

説明しましたとおり、25歳～29歳の者が73%ということで賃金の設定がありますので、その数字を足がかりとして75%を決めたというのが実情です。

【委員】

これで2年間を見ていきたいという。

【事務局】

スタートがこのくらいでいいか、今後どういう風に変化させていくのかといったことについては、審議の中で諮っていただければと思います。わたしどもも何かしらの案を最初に出さなければいけないものですから、その辺りを拠り所として75%という数字を提案させていただいております。

【委員】

豊橋市は75%から77%に変えたということですが、監督署の求人・求職の賃金の統計を見ますと、豊橋と豊川では賃金に格差があるんですね。とりあえず、建設業というか、ここに出てきている職種については。人によっては2万円位、10%弱の開きもあるというようなことが実際あると思いますけど、この75%を設定していただいたっていうのは、労働者にとっては結構高く評価しているのかなという感じもします。

【事務局】

一種の案を出すにあたって、どのくらいが一番バランスが良いか検討を重ねた中で、最初の滑り出しとしては75%が良いのではないかとということで設定させていただいております。

【委員】

確認ですけれども、この75%という数字を出すために、基準としてはここに挙がっている他自治体の状況と、賃金構造基本統計調査というのが基準になっていますか。ほかに何か判断基準になるものは？

【事務局】

説明申し上げました工事の請負で言いますと、設計の労務単価を基本にしますので、その意味では、最低賃金というよりは統計の調査の結果や、その前にご説明しましたアンケートの結果、1年半位前から労働環境の確認を実施させていただいている工事についてはその結果、それらを総合的に判断しまして、75%という案を出させていただいております。

【会長】

総合判断する際の基準にアンケート結果等も入っているのですね。
どうでしょうか、ほかに何かご意見は。

【委員】

先ほど委員が言われた豊橋と豊川の違いも当然ありますし、アンケートの結果も踏まえて、次の審議会までに何か考えがあるようならということで、今日はとりあえず市の考えが示された、ということですよ。

【事務局】

はい。

【会長】

いろいろな基準がある中で、いろいろな考え方ができるわけですが、関係する方々に十分な説明ができるということが一番大事だと思いますので、そういったことを重視して、次回までに検討するということが良いかと思います。

(3) 労働報酬下限額について ア 工事請負契約(公共工事設計労務単価設定なし)
資料8 P 6 を事務局より説明
質疑・意見等

【委員】

一点よろしいでしょうか。基本的な考え方は分かりましたが、屋根ふき工については20年度～22年度、建築ブロック工については24年度～26年度ということで古い数字を含めて出されているような気がしますので、なぜなのかということだけ教えていただければと思います。

【事務局】

この屋根ふき工と建築ブロック工というのは、設計上の労務単価としては、今は使っていないものです。屋根ふき工、建築ブロック工に一番低い賃金の方が該当するときには算出せざるを得ないので、あえてここを出させていただきました。設計上一番新しいものが出ているのが、建築ブロック工でいいますと24、25、26ということです。屋根ふき工ですと20、21、22で、最新のものがなくなっているため、一番新しい3年のものを採らせていただいたということです。もし31年度に復活すれば、もちろんその単価を使わせていただきますが、今のところ無いものですから、一番新しい3年ものを使わせていただくということです。

逆に言いますと、今ある単価でも消えるものもあろうかと思うので、もし消えたとしたら同じような方法でやらせていただきたいということも含めて、載せさせていただきます。

【委員】

どういう基準で無くなったり、有ったりするのですか。

【事務局】

国と県で、こういった設計の労務単価の発表がありまして、どうして消えたかという理由は発表されていませんが、全体から見ますと、その職種が特になくても設計が組めると思われるから外したということになろうかと思います。

【委員】

現実にこのお仕事をされている方は、常にいらっしゃるのですか。

【事務局】

設計の考え方になりますが、建築ブロック工は、建築に特化したブロック工です。一日ブロックばかり並べているような作業もありますが、実際には、いろいろな作業を組み合わせで一日働かれていますと思われる。従事する区分で主に多いもので単価を比較していただきますが、ここ1年半位、労働環境の確認を実施していて、この消えた業種で確認書が出てきたことはありませんので、使用する確率としては、かなり低いものかなとは思っています。

(3) 労働報酬下限額について イ 業務委託契約・指定管理協定
資料8 P 7～9 を事務局より説明
質疑・意見等

【委員】

労働報酬下限額が設定されている契約が終わった段階で労働者を解雇する訳にはいけないので、次の契約先で働くことになると思うのですが、その時に契約し直して、最低賃金が下がって収入が減るときが、この先出てくると思います。それを言っても仕方がない話なのかもしれないし、今までもそうなのかももしれないですけど、懸念されるところです。契約の間だけ、労働報酬下限額によって最低賃金より12円高いとして、その契約が終わって、次が取れなかったときにはお給料が下がってしまうということもあるのかなと思いました。

【事務局】

それも課題の1つかと思います。例えば、ずっと低いよりは、労働報酬下限額を設定させていただいて、契約の期間だけでも賃金を上げていただいて、それに合わせるように動いてもらえると良いのかなと、希望的観測として事務局は思っております。

【委員】

それって、すごく興味深い話だと思います。先ほど言っていたように中小が非常に多い中で、市内で委託の契約の下に従事されていた労働者の皆さんが、その仕事が終わって違う仕事に就いた時に、実際に賃金が下がってしまうような事例が発生するイメージは多いですか。そんなに心配しなくても、業種が大体限られていて、それなりの業者さんがやるからそんなに心配いらないのか、かなりダメージがあるのか。

【事務局】

わたしどもとしましても、データとしてどういう調べ方をしたら良いのかということもありますけど、労働環境をやっている範囲であれば、確認書自体もかなり正直に書いていただける業者さんが多く、細かい問合せ等もありますので、そういった意味では、正直にやっていただける業者さんが多いのかなと思っています。公契約の間だけ賃金を上げて、終わったら下げてということは、感覚的な話にはなりますが、少ないのかなという気はしております。

【委員】

ですから、事業者もそれに合わせて賃金を上げていくというのが理想的なんですよ
ね。

【事務局】

そうですね。設定した下限額を守っていただいて、労働環境の確認をしないもので
あっても、それを守っていただくというのは、市の方でPRしていかなければならな
いところかなと思っております。

【委員】

公共事業が高い賃金で支払われるから、民間事業でも、それに合わせて上げていけ
るようになるという。

【事務局】

そういった努力は、市の方でしないといけないと思ってます。

【委員】

最低賃金の職業には労働者が就かないという風になっていけば。

【事務局】

公契約の1つの効果としては、そういったものも考えられると思います。

【委員】

豊川市の臨時職員の賃金は妥当なんですか。880円はすごく安い感じがします。
この基準がおかしいとなると全体も、という話になってしまうんですけど。

【事務局】

そのままのデータを持っていますので、豊川市としては順当に決めているとい
うことになると思います。臨時職員の賃金はこれだけではなく、一番安いものを選ん
でおりますので。

【委員】

契約職員とかになると、もうちょっと高いですか。

【事務局】

高いものもあります。

(3) 労働報酬下限額について ウ 未熟練者・年金受給者等
資料8P10を事務局より説明
質疑・意見等

【委員】

事務局の考え方では設定なしということになっておりますが、これは設定なしという前提なのか、それとも設定ありとする可能性もあるのか、どちらでしょうか。

【事務局】

この審議会の中で決めていただければと思うのですが、設定するにしても、金額的には差がないように設定するしかないのかなというところもありまして、事務局としては設定なしとして提案させていただいております。ただ、工事につきましては差があるものですから、設定させていただくというのはどうかという提案をさせていただいております。

【委員】

年金受給者というのは、定年後の再雇用みたいなものを念頭に置かれているのですか。

【事務局】

はい。

【委員】

定年前と定年後で賃金に差があるという事例が結構あって、同一労働同一賃金について裁判で問題があるところなんです。年金受給者の賃金は下がっても止むを得ないという。

【委員】

年金を受給するために様々な条件があって、あまり収入が増えると年金が下がってしまうので働かなくなるという。その根幹から変えていかないと、議論が噛み合わなくなりますよね。

【事務局】

おっしゃるとおり、労働時間が他の人と違うこともありますので、他の方と同じレベルでは考えにくいかなとは思います。

【委員】

同一労働同一賃金については、パートタイム労働法等の改正等もありまして、難しいところですね。

【委員】

確かに、いま国の方では労働法等について動きがありますが、年金の受給の条件をある程度緩和しないと、働けと言っても、そこで抑えられてしまって、働かなくなるというのはありますね。

(4) その他 ア 労働環境確認書
資料9-1を事務局より説明

質疑・意見等

【委員】

初歩的な質問ですが、これは今後やるということなのか、もうやっていることなのか、どちらでしょうか。

【事務局】

今やっている確認書とほぼ同じものですが、公契約条例が制定されましたので、細かい表現を変えて、新年度からやっていきたいという内容です。

【委員】

5番の「労働時間の管理」で、⑦は労働時間を管理しているか、裏面の⑭で出勤簿を持ってきなさいはいいんですけど、⑧は休日・有給休暇の付与及び時間外勤務について適正に付与しているかどうかであって、整備しているかどうかの8番との連動性がないような気がします。いかがですか。出勤簿だけだと有給休暇だったのかどうか判りませんよね。そこで労働時間は判りますか。そこまで全部記載している出勤簿なのか、単なる判子が押してある出勤簿なのか、あるいはタイムカードなのか。整合性を取るなら、⑭に聞きたいことを加味した方が良いと思いますが。

【委員】

従業員が来た時と帰る時の時間が客観的に判るように管理しなさいとなっているので、出・欠だけでは、あまりよろしくない感じはしますね。有給であれば、その表示があると思いますし、有給管理簿もあると思いますが。

【事務局】

一度確認して、修正があるようでしたら次回資料を付けて提案させていただきます。

(4) その他 イ アンケート調査結果

資料9-2を事務局より説明

質疑・意見等

【委員】

少し違う案件ですけど、公契約条例の制定という中で、豊川市と契約のある業者に、こういった制度ができますという周知はされているんですか。

【事務局】

労働環境の確認を実施する前に、こういう確認をしますということで案内させていただいております。今回、公契約条例が制定された中で労働報酬下限額が規定されますので、こういった形でやっていきますということはPRしていきたいと考えております。

【委員】

このアンケートの結果が、労働報酬下限額の一部参考になるということですか。

【事務局】

項目はここに載っているものだけになりますが、参考になるものがあればということで、資料として付けさせていただきます。

【会長】

わたしは興味深く拝見しました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。それでは、本日の議題は以上となりますが、委員の皆さま方から何かありますでしょうか。

【委員】

同一労働同一賃金については、再雇用の人の賃金さが下がるのが妥当かどうかという判決で長澤運輸事件もありますので、年金受給者等を載せると、豊川市は良いと言ってるじゃないかと取られかねないので、それも踏まえた上で決めたほうが良いかと思っています。

【事務局】

設定すべきかどうかも含めてという意味ですか。

【委員】

そうですね。7月頃の判決だと思います。

【委員】

長澤運輸事件は、労働契約法20条の解釈として初めて最高裁で判決をした事件ですので、今後の実務に影響してくるのではないかと考えております。問題の多い判決ではあるのですが、一番不安なところは、その点ですね。

【事務局】

その辺りを調べさせていただいて、ご相談させていただくかもしれませんので、よろしくお願いします。

10 閉会